

鹿児島県医師会腎臓・糖尿判定会フローチャート

市町村立小・中学校・県立学校等

各学校は指定した書式に1次、2次の検査結果を記入し、対象児童生徒に配布
対象児童生徒（保護者）は受診票（問診票）を記入し、医療機関を受診

※対象児童生徒

腎臓：潜血または蛋白が一次検尿、二次検尿でいずれかで（+）以上の場合
（二次検尿でいずれも陰性の場合の対象外）

糖尿：糖が一次検尿（±）以上で、二次検尿で（+）以上の場合
糖が一次検尿（+）以上の場合

※緊急受診対象：下記の場合は、通常の三次検診の期日まで待たずに、直ちに
三次検診医療機関を受診すること

腎臓：管理中ではなくて、一次検尿や二次検尿において月経中や随時尿でもなくて、
「蛋白が単独で（4+）以上」、「肉眼的血尿」、「蛋白潜血両者が（3+）以上」、
「一次二次検尿連続で蛋白潜血両者が（2+）以上」のうちの一つでもある場合

糖尿： 管理中ではなくて、一次検尿あるいは二次検尿において
「糖が（2+）以上」の場合

三次検診実施医療機関

三次検診医療機関は、検査結果を郡市医師会へ報告

※腎臓検診、尿糖検診の検査内容等については別紙1・2参照

郡市医師会

郡市医師会は、医療機関から依頼（腎臓：判定会提出、緊急紹介・尿糖：判定会提出、精
密検査機関紹介）があった場合、鹿児島県医師会腎臓・糖尿判定会へ連絡

※医療機関判定は、学校名、何年何組、氏名、生年月日、性別のみ入力

鹿児島県医師会腎臓・糖尿判定会

鹿児島県医師会腎臓・糖尿判定会は、判定結果を郡市医師会へ報告
（緊急紹介は1～2日で回答、判定依頼は2週間～1ヶ月で回答）

郡市医師会

郡市医師会から
三次検診医療機関に判定結果連絡

事後措置連絡表
にて結果連絡

三次検診医療機関

対象児童生徒（保護者）
に検査結果報告

対象児童生徒

学校生活管理指導表の提出

保健指導・健康相談の実施
未受診者への受診勧奨

市町村立小・中学校
県立学校等